

それでは、届出順に発言を許します。14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 皆様、おはようございます。今日は、私がトップバッターでございます。僅かな時間ですけれども、よろしく願いいたします。

1番ですから眠たいと思いますけれども、どうか目をぴしゃりと開けてお願いしたいと思います。今日は市長の顔色もいよいよで、何よりでございます。

前回、私、一般質問をちょっと休憩をしております、その間に市民からたくさんの声をいただいています。今日は市長の顔が非常に優れておりますので、その中から、よりによったやつを1つ、市長さんの方にとということでございますので、市民の声を届けさせていただきます。

市長さんへ。私は最終処分場建設の文献調査には反対の立場です。私は議会の採択どおりに、市長さんは賛成するものとばかりと思っていましたが、なんと市長さんは反対の決定をされました。本当にびっくりです。ありがとうございましたということです。

そして、びっくりしたのはもう一つあります。なんと来年の市長選挙に出馬すること、びっくり仰天です。市長さんは2期8年、よく頑張ってこられました。それで十分ではないですか。これ以上、無駄な時間を使わないでください。これからは新しい人に、対馬の夢をつくらせていただきたいと思います。私にも夢を見させてください。びっくりは1回だけで結構です。という、この市民の声をいただいております。

先月の中頃でしょうか。軍歌を鳴らしながら、街宣車がこの対馬に入っておりました。街宣車が入るといことは、そのまちに乱れがあるのではないかと。もし、まちに乱れがあれば、これは市政にも問題があるのではないかと思います。

では、さきに通告しておりました市政一般質問をさせていただきます。今回は2点でございます。

まず第1点が、さきの議会で文献調査に反対をされたこの5項目についてでございますが、この5項目は、文献調査に反対する議員の代弁者ではないかと私は思います。これについては、長々と答弁は要りませんので、イエスカノーかでお尋ねをいたします。

それと、2点目でございますが、来年の市長選、これの出馬についてでございますが、これについては先日の一般質問等で、この事業の成果等も話をお聞きしましたので、これは時間があれば、また後で話をさせていただきたいと思いますので、この分については削除して、時間があれば後で話を追加としてさせていただきますので、この分は削除、1点の分だけで、先に壇上にてお願いを申し上げます。

以上。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） おはようございます。小宮議員の質問にお答えいたします。

初めに、文献調査の受入れ反対についての市長見解は、反対議員の代弁者なのかという質問でございますが、簡潔に申し上げまして、この高レベル放射性廃棄物最終処分場に係る文献調査受入れの判断につきましては、請願書を提出された推進団体及び反対団体、そして有識者や市民等との意見交換、国などの関係機関への質問や、市議会の請願審査特別委員会の審議状況なども踏まえながら、対馬市の将来を見据えて、私自ら判断したものであります。この件については以上でございます。

2点目の件は、もう削除ということでございますので、割愛させていただきます。

○議員（14番 小宮 教義君） 後でまた時間があつたら何点か。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） では、反対議員の代弁者じゃなかったと。自分で考えて、自分で判断をしたということによろしいんですね。分かりました。

ならば、何点かお尋ねする前に、判断するということは、基本的な知識が要るわけですが、よく核のごみという話を聞きますが、では一体何が核のごみなのか。市長としては、この高レベル放射性廃棄物について、どのように理解をしてあるのか。理解というのは、放射性の大きさとか、人に与える影響とか、その他のものについて、どのように理解をしてあるのか。まずその基本的な知識をどこまで深めてあるのか、まずそれをお尋ねいたします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） はい。この高レベル放射性廃棄物と呼ばれるものにつきましては、もう既に議員皆様も御承知のことかとは思いますが、この原子力発電所で使用された廃棄物を、さらにまた再生する際に出る廃棄物ということで、私のほうは捉えております。

これが、直径が20センチでしたかね、40センチでしたかね。キャニスターのほうにガラス個体と入れて、その上にまたステンレスで覆う。それをベントナイト等の透水性の緩衝材をまいて、地中300メートル以下の深い深部に埋設するというのがこの最終処分場の地下埋設計画ではないかというふうに捉えております。

その際に、私のほうも特に心配でございましたのが、要は、この放射性廃棄物を地中深く埋めたときに、何らかの影響が出るのではないかということでございますが、そのところは、NUMOさんの方もいろいろと厳しいシミュレーションをされた中で、その際には人間が受ける年間放射線の線量は最大値でも2マイクロシーベルトであろうということをやうたっております。その比較といたしまして、この地球上の自然界では年間2,100マイクロシーベルトの放射能を浴びているということでございますので、ここのところはシミュレーション上は1000分の1ということで安全であろうかとは思いますが、ただ、これが予測を得ない地震とかいろいろな地殻変動等が起きたときは、ここがどうなるのかというのが皆さん不安視されている点でございます。

ので、そういったところも勘案しながら、私としては、今現在では、この計画では安心はできないという判断をしているところでございます。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） そうですね。先ほど言われたように、皆さんキャニスターとかそういうものについては共通的な認識があるんですよね。放射能の強さとか大きさとかということも、ベクレルとかグレイとか、先ほど言ったシーベルトとか、そういう単位がいかにか人間に及ぶかという、そういうラインもしっかりと知識の中に入れていかなければ本当の判断はできないと思いますので、また詳しいこともこれからいろいろと学んでいっていただきたいと思います。

次に、この5点の分に入りますが、まず第1点の市民の合意形成についてでございますが、先日の会派代表質問で、同僚議員が、「市が合意形成を図るために今まで何かしたのか」という質問に対して、市長はこう答えておられます。「国の方に説明責任があり、市はその段階ではない」と発言されています。また、その後、この問題は、対馬の将来を担う大変重要な問題であるとも発言されておられます。そのとおりですよ。

では、この大変重要な問題であるならば、なぜ対馬市が中心となって合意形成を図らなかったんでしょうかね。それだけ言われれば、それはどうなんでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） その役割は、自治体が担うものではなく、これはあくまで国、そしてその国の外郭団体である原子力発電環境整備機構ですか、俗に言うNUMOさん、ここが担うものだというふうに私は理解をしております。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） それは、さっきの答弁、この文と一緒になんですが、さっき言った大きい問題ですから、やはり市が中心となってやらねばいけないと思いますよ。先ほどの中で、国がというお話をされましたが、国のほうも当然それを危惧して、市のほうに説明をしたいという国の申出があったと思うんですけども、その申出はどのように処理されたんですか。これを聞きながら国のほうが説明をしたいという話をされたはずですけどもね。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 国からの説明は、直接、資源エネルギー庁の課長のほうから私、説明を受けまして、そしてまた福岡のほうでも、その資源エネルギー庁の課長のまた上司と言われる方からも説明を受けました。合わせて2回の説明を受けているところでございます。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 国のほうは、先ほど言ったように、そういう問題を危惧して、市民に説明をしたいという願いもしているはずですよ。それをまたないがしろにしているんで

すが、これだけの重要な問題は、やはり市が中心になってやらなきゃいけないですよ。

昨日、答弁の中で、市長は、アンケートとかという話もされましたが、本来なら、アンケートとか、今はネットがあるんですから、その中で市民の意見もまとめることができるじゃないですか。そういうこともせずに、こういうふうな判断をするということは、非常に憤慨をしている市民も多いと思います。

次なんですけど、時間がありません。次、昨日の答弁の中で、市長は、次当選しても文献調査はしないんだという発言をされましたが、これは地方自治法という直接請求、住民投票とは別と考えていいんですか。どうなんですか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） はい。正式な手続を経て直接請求がされ、住民投票が実施されることについては、私はそのことについては別に拒否するつもりも全くございません。その際の結果はどうなるかは分かりませんが、そのときの結果いかんによっては、その際また熟慮することもあるかとは思っております。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 何ですか、その拒否することはないということですけども、住民投票の部分は、拒否、要するに、はねることはないということと言われるんでしょう。これは法律上ははねられないんですよ。分かっていますよね。拒否することはないとか、それは拒否することはできないんですから。そうですね。

では、住民投票が出された場合は、当然、議会上がって、議会で議決して条例が成立するわけですね。それは、先ほどの、昨日の答弁の話とは別で、別枠で捉えて考えてもいいということでした。それでいいんですね。分かりました。

では、2点目のこの文献調査についてですが、文献調査をすると、後の概要調査を断ることができなくなるんだということですよ。補助金もいただいた後に、その調査は、概要調査をすることは拒むことはできないということで、反対をされているわけですが、調査結果によってはこういうふうに言っております。

調査結果によっては、適地と判断された場合、概要調査に進むわけですが、自治体の長として文献調査を受け入れる以上、その次の段階に進まないという考えには至らなかったという発言ですが、仮に文献調査を実行しても、今回のように市民の意見が分かれたという事実があれば、対馬の将来を担う大変重要な事項だと言われるならば、市長が勝手に次の概要調査もやるんだということ自体は、勝手過ぎると思いませんか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） ちょっと今のところ、私も理解に苦しむところではありますけれども、

要は、文献調査だけを受け入れて、交付金をいただければもうそれでいいというような議員さんのほうもいらしたみたいでもありますし、また市民の中でも、いやいや、もう文献調査までは賛成するけれども、その次の調査に行くことは反対。まして、最終処分場の建設に至るのは反対であると。そういった市民が私の周りでは大勢を占めたというようなこともありまして、まず自治体の長としては、その交付金だけをもって、次には行かない。それを最初から決めておけば、自治体の長として、逆に今後、対馬市は交付金をただもらうだけの自治体かというようなことで、風評被害、また批判にさらされるおそれがあるというようなことを危惧しまして、このような判断をしたわけでございますし、ましてや、一旦この文献調査を受け入れても、次の概要調査に進む場合は、またその地の自治体の首長、そして県知事等の同意を必要とするということになっておりますけれども、私といたしましては、最終的には知事の同意が必要ということで、知事がどのように最終判断されるかは分かりませんが、私としては文献調査で交付金だけをもって、次に行ったときにはもうその次の概要調査には進みませんということは、自治体の長としてすることはできなかつた、考えることができなかつたという表現であります。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 概要調査前のその判断は、市長の判断になるんだけど、今までの流れからして、完全に意見が分かれています中で、私の言わんとすることは、市長が決めるんじゃないんだと。分断があっている中ならば、市民の皆様はその判断を委ねるべきじゃないかと、市長が独断で物事を決めるのはおかしいんじゃないかということをやっているんですよ。理解できますかね。

次は、この風評被害についてお尋ねしたいんですが、風評被害、風評被害と言って言葉が踊り出るわけですが、では思うんですが、この風評被害の位置づけというのはどのような形になっているんでしょうかね。市長はこの位置づけはどのように認識しておられますか。風評被害の位置づけ。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 風評被害というのが、はっきりとした形があるものではないというふうには理解をしておりますけれども、その時々状況において、例えば、東日本大震災の折には、福島の魚とか農産物とか、こういったものが、ちょっと汚染されたというようなことで、なかなか売れなかつたということも新聞報道等で伝わっておりますし、ましてや、ちょうどこの9月の判断の最中には、福島の処理水の放出の問題で、中国のほうで、この日本の魚介類は買うなというような不買運動まで起きた。このことについても、私は風評被害の一つであろうというふうに思っているところであります。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 福島とか、処理水は理解できると思うんですよ。ただ、今回の文献調査については、その前に、この風評被害とは一体何なのかと。なかなか言葉では捉えにくいと思いますけれども、風評被害というのは、このように定義づけられておられるんですよ。

事件、事故、環境汚染、災害が大々的に報道されることによって、本来安全とされるもの、食品、商品、土地を人々が危険視し、消費や観光をやめることによって引き起こされる経済的被害というふうに、定義づけておられるんですよ。

先ほど市長が言われた、福島とかそういうものについては、既に原因となるものがあるわけですね。でも、この文献調査というのは、机上で、この机の上でする調査なんです。そうすると、この風評被害そのもの、事故とか環境とか、こういうものには関係ないので、経済的な被害は発生しないというのが、一般的な学者の評価であり、一般的な知識だと思うんですが、その分については、市長はどういうふうに理解されておられますか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 要は、確かにこの文献調査のみでは、これまでのデータの整理等が主なものであろうかというふうに思っていますので、直接的な、そういった放射能が発生するとかというようなことはあり得ないとは思っております。ただし、先ほども申しましたけれども、この東日本大震災で福島原発事故の折は、ここ、対馬でも韓国人観光客が激減をしてしまった。そしてまた、対馬の西海岸では、韓国のほうから、対馬の魚は輸入するなというようなことが来まして、これ自身が、私は直接の原因ではあり得ないことで風評被害が起きたというふうに思っております。

ただ、言われるように、文献調査のみでは風評被害はないかもしれませんが、ただ市民の皆様は、文献調査に入ったら、その先の概要調査、そして精密調査、最終的な処分場建設まで一挙に進んでしまうということを危惧されておりますので、そういった言葉から、市民の皆様、そして対馬を愛される皆様、そうなれば対馬の将来がなくなるというような心配をされた。これが私は風評被害になっているというふうに捉えております。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） ということはあれなんです。この文献調査そのものにおいては、風評被害は発生はしないんだという認識でいいですね。しかし、その後、事業が展開することによって、その中で風評被害が発生するんだと。市長の言わんとするのは、その後の流れの中での風評被害という捉え方でいいですね。文献調査においては被害は発生しないと。しかし、後の流れで発生するんだということですね。

でも、後の流れが発生すると言われるけれども、後の流れというのは、いろいろな段階があります。概要調査、精密、建設という。その3段階においても、市長の判断とか知事の判断がな

されるわけですね。それが実現可能ならば、言われるように風評被害という可能性が発生するけれども、それすらも未知数の中で、空想の中においての風評被害というのが成立するんじゃないですか。

できないものをできると思っただけの風評被害ということであれば、それは成り立たないと思えますね。先ほど市長が言われたように、文献調査においては被害はないんだという認識でよろしいですね。再度お願いします。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 文献調査においては、言われるように、これはあくまでこれまでの起こり得た、発生した地震とか、断層の具合とか、そういった文献をデータを持って調べていくものと理解しておりますので、ここでは確かに、そういったことは直接的には発生するのではないと思っております。ただし、それから先に進むことを市民、そして国民の皆様は心配をしておりますので、要は、そのことによっていろいろと問題が発生するということが風評被害だと思っておりますし、もう一度、少しいいですか。

私自身、今回の判断をするために、市民の皆様にもいろいろとお問合せをいたしました。そういう中では、特に子育て中の保護者の皆様、父兄の皆様辺りは、特に、もし対馬市がこの文献調査を受け入れたら、私はもう本土の方に引っ越そうと思っていたという方が大勢いらっしゃいました。これもよくよく取れば、間接的な風評被害だというふうに私は思います。ですから、この文献調査は直接的な風評被害ではなくても、そういった間接的な風評被害は発生するものというふうに認識をしております。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 風評被害というのは、この定義にあるように、経済的被害なんです。要するに数値で現すんですよ。それがなければ、被害とは言わないんですよ。

先ほど、市長の方が、今後はこの計画を市長の方がしたくないという判断であれば、文献調査をはじめ後がないわけですから、被害そのものが発生しないということでもいいんですか。まあいいです。これはもう。

次に、この1点目なんですけど、市長が風評被害は発生しないとしても、もし発生したとした場合に、このように、北海道の2町村の風評被害はないということで議運でもされているが、しかし、市町村の関係者の寄せられた意見を聞いたりして評価をしたと。国や行政機関が発表する基となる資料、行政機関が発表する基となる資料に基づいて、本来ならば市町村というのは物事を決めていくじゃないですか。でも今回、市長は、それじゃなくて、自分に寄せられた意見とか、関係者の意見を基に判断をしたと、評価をしたということですが、それは常識的に外れていると思うんですけどね。一般的には公の公表されたものは基準になるんですけど、その辺はどうなんで

しょうか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 私の方も、国、そしてNUMO以外にも、地質学会の大学の先生、それからまた、他の研究をしている機関の方たち、そういう方たちから、いろいろな助言もいただいておりますし、特に、日本地質学会の先生たちからは、まず、今の段階で日本は3つのプレートの上に乗っているということで、今現在もこの施設が進められているスウェーデンやノルウェーですか、そういったところの、今まで、これまで全く動いていない地質とは比べられないと。そういう意味で、このプレートの上に乗っているところに、幾ら300メートルとはいえど危険なことだというようなことを、いろいろと指導をいただいた。

そういう中で、総合的に判断をしながら、私は、今回はといたしますか、文献調査は受け入れないという判断に至ったということでございます。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 次、この4番目の、いいですか。安全性、事故等の対応、避難計画は作成されていないので、受け入れることができないということなんです。

いいですか。まだこの文献調査もしていないんですよ。そしてこれからはそれぞれの段階で調査をして、もし基準を満たさなければ、そこで建設そのものが駄目になるんですね。今回このように安全性と言われるが、どこに、どの深さで、どう作るのかも決まっていないのに、どうしてこの安全性・事故性の避難関係の対策計画が求めてもできるんですかね。何もないのに。その辺が私はどうも理解できないんですけどね。その辺のところをひとつ。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） ちょっと資料を持ってきていたんですけど、どこか今、出てこんことになりまして……。

○議員（14番 小宮 教義君） そんなら先に5番で行きましょうか。資料を探しておいてください。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 要は、こういった大規模な計画をされる折には、ある程度の防災計画、そして、一旦、事故等が発生したときはこのような形で対応するということが求められると私は思っておりますし、テレビで放映されたということで、私は直接見ていないんですけど、私の知り合いからちょっと連絡があったんですが、アメリカのほうでは、こういった計画をするときには、ただ説明会じゃなくて、もしこういった事故が発生をしたときには、このような対応をするということで、地域のほうに説明会を開いていくということが放映されたということで、アメリカ方式みたいなことであれば、ある程度、市民のほうも理解が進むのではないかなということ、



その方はおっしゃっておりました。そういうことでございます。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 世界全国でいろいろと場所を探しておるんです。アメリカもほぼ決まりつつあるんですけども、アメリカにしてもそうですよ。実際やり始めたところは、どこにどう造るのかを決めるから全体の計画ができるんですよ。今回は文献調査もしてないのに、どこに何を造るのか。例えば、海の横に造る場合の避難計画とずっと奥に造る避難計画と、全く異なるじゃないですか。その要素そのものもないんだから、安全性とかこういう作成がされてないということは自然なんですよ。ただ、基本とする法律はたくさんあります。この安全に対しても、いろんな国の法律が4つ、5つありますから、場所が決まればそれでやっていくんですよ。でも、場所も決まらないのに、こういう計画そのもので判断をするということは、常識が外れてますよ。これは、白紙の状態で計画するわけですから、国に対する嫌がらせそのものだと思いますよ。

それで、次5番目ですか。地震などの想定外による安全性・危険性が排除できなかったということです。地震というのは今回は、その対馬周辺には5の断層が見つっていますが、その断層があるんですが、この想定外というのは、どのような地域に——もう時間ないから私のほうで言いますが、その想定外の地域というのは、今回はどこもそうなんです、断層の長さがありますね。断層の長さの100分の1、横幅にして。このところが地震が発生して影響を及ぼす範囲なんですよ。その範囲が想定外・内の範囲です。それを外れると、このようなことは起きないんですね。大きい力が働くとか。働かないんだから、その断層があって、ある程度の範囲、想定外の範囲は影響を及ぼさないところに当然造るわけですから、よって、地震などにより安全性・危険性というのは、外れることによってなくなるわけですよ。そのような作業をするわけですから、このようなことはまず起こらないし、あってはならないことですから、このようなことでの反対というのは非常に理解に苦しみますが、どうなんですか。

○議長（初村 久藏君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） この対馬の西岸に現存するこの断層がありますけれども、この断層が直接的にどのような形で影響を及ぼすのか、ここはまだ未知数だというふうに私は捉えておりますけれども、まずその前に、この国が示しております科学的特性マップにおいて、この断層が発見されたことがどのように影響するのかという質問もしておりましたが、要は、これはまだはっきりはしませんけど、今、議員おっしゃられるように、縦断的な長さの100分の1を横断にした場合は、この対馬の陸域はおそらくこの科学的特性マップにおいては影響は少なくなるんじゃないかなろうかというような、そういった説明はございました。

しかしながら、実際、ここ対馬においては、慶応年間にマグニチュード7程度の地震も発生をしているという史実がございます。こういった地震が発生すれば、その地中300メートル以下

に埋めていたキャニスター等の分がどのような形になって、もしかして放射能が地上に出されるのではないかと心配もしているところがございますので、そういったところが将来的な想定外による安全性・危険性が排除できなかったというふうに捉えているところであります。

○議長（初村 久藏君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） まあ解釈はどうでもできるんですけど、やはり科学的な見地から、いろいろな専門家も話をしているわけですから、想定外の範囲というのは、私がさっき言ったような、そういう範囲しか起き得ないんです。そういう中での判断ということですから、私としては非常に憤慨をしております。

それであと3分くらいありますので、削除した分の市長の来年の選挙の分なんですけど、昨日の一般質問でもお聞きしました。今までの成果としては、ふるさと納税がまず上がってきています。これをやったんだと。しかし、よく考えてみると、このふるさと納税というのは前の市長がやろうと言ったけどもしなかったと。ただそれを指示しただけであって、それは成果でもなんでもないんですよ。全国市町村1,718あるけども、全部やってるんですから、それは成果ではない。そのくらいのことを成果ということであれば、これからの新しくもし通ればの話ですが、通った後の成果というのはもう何もないんですよ。そういう中での立候補はいかがかと思えます。

あなたが本当に市民のことを思えば、今までの実績が語るように、次の世代に譲る、それが最善の対馬の幸福を生む基になるんですから、そういう考えも今後考えていって、そして対馬の発展に寄与していただきたい。

以上です。答弁は要りません。

○議長（初村 久藏君） これで小宮教義君の質問は終わりました。

○議長（初村 久藏君） 暫時休憩します。再開は11時10分からとします。

午前10時50分休憩

午前11時10分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

引き続き、市政一般質問を行います。10番、小島徳重君。

○議員（10番 小島 徳重君） 皆さん、改めましておはようございます。10番議員、対政会の小島徳重です。通告に従い、3項目6点お尋ねします。

1項目めは、対馬市SDGs未来都市計画及びアクションプランの実効性についてお尋ねします。

1点目、10月20日、21日に開催された対馬未来会議2023のワークショップでは、